

第9回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月26日 午後6時から

2 開催場所 由仁町役場3階委員会室

3 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(所有権移転1件)

日程第4 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について
(2件)

日程第5 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転1件、賃貸借11件)

日程第6 議案第4号 土地の現況証明願について (2件)

- 4 出席委員
- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1番 鷺見幸生 | 2番 杉本道哉 | 3番 川端敦 |
| 4番 田中昭一 | 5番 高橋智 | 6番 森長正徳 |
| 7番 西田勝敏 | 8番 佐藤弘之 | 9番 河端英利 |
| 10番 松田一博 | 11番 橋口善一郎 | 12番 青山佳代子 |
| 13番 奥野宏栄 | 15番 北川正則 | |
- 5 事務局説明員
- | | |
|---------|---------|
| 局長 青木祐次 | 主査 鈴木 渉 |
|---------|---------|

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和5年第9回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和5年由仁町農業委員会第9回総会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第9回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
7番 西田委員、9番 河端英利委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第 3、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』
 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があった
 ので、その許可の可否の決定を求めるものであります。
 内容については、鈴木主査から説明いたしますので、ご審議
 くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第 1 号について、ご説明いたします。
 本件は、所有権移転 1 件であります。
 農地法第 3 条により権利を取得するためには、農地法第 3 条
 第 2 項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農
 地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事
 業に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和するこ
 と」という各要件を満たしていなければなりません、全ての
 要件を満たしているものと判断されます。
 それでは議案 2 ページをお開きください。

 1 番ですが、土地の所在は古川 31 から 44 の 3 筆の畑で、合計
 面積は 7,111 m²です。

 譲渡人は、札幌市手稲区の■■■■氏、譲受人は古川自治
 区の■■■■氏です。

 申請理由は、譲渡人は、相続で取得した農地について、耕
 作・管理することができないため申請地を売却するもので、譲
 受人は、申請地を買い受け経営を拡大するものであります。

 農地の売買価格については、■■■■円で、10 a あたり ■■■
 ■■■円でございます。

 申請地の所在について説明しますので、議案資料 1 ページを
 お開きください。

 申請地は、国道 234 線の北側、町道古川北線の西側にある古川
 地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所ござい
 ます。今回■■■■が所有していた住宅部分の宅地もあわせて
 売買されております。

 以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 1 号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 1 号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第 4、議案第 2 号『旧農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 2 号『旧農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第 16 条第 1 項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査 議案第 2 号について説明いたします。

本件は当初 3 件を予定しておりましたが、先日あっせん申出者 1 件につきまして、申出者本人が亡くなり、相続の手続きに移行するため、売買手続きを進めることができなくなったため、今回はその 1 件を除く 2 件となっており、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

審査の結果、要請することに決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買い入れを公社へ要請し、協議を進めていくことになります。

それでは議案 4 ページをお開きください。

1 番ですが、土地の所在は山柵 658 から 695 の 10 筆の田で、合計面積は 35,994 m²です。

あっせん申出者は、山柵自治区の [REDACTED] 氏です。

本件は 9 月 7 日開催の農地あっせんに係る調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ山柵自治区の [REDACTED] 氏を予定しております。

議案資料 2 ページをご覧ください。

農地は、山柵地区の山柵線沿いの東側にある、あっせん申出地①から⑩までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①から⑤の田が 10a あたり [REDACTED] 円、あっせん申出地⑥から⑩の田が 10a あたり [REDACTED] 円、合計 [REDACTED] 円です。

議案 4 ページにお戻りください。

2 番ですが、土地の所在は岩内 1794-3 から 1794-7 の 4 筆の田で、合計面積は 74,053 m²です。

あっせん申出者は、岩内自治区の [REDACTED] です。

本件は 9 月 7 日開催の農地あっせんに係る調整会議において、公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ岩内自治区の [REDACTED] 氏を予定しております。

議案資料 3 ページをご覧ください。

農地は、岩内地区の道道東三川由仁停車場線の東側、道道夕張長沼線の北側にある、あっせん申出地①から④までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、10a あたり [REDACTED] 円、合計 [REDACTED] 円です。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が、当初2件を予定しておりましたが、先ほど議案第2号でもご説明いたしましたが、あっせん申出者本人が亡くなり、相続の手続きに移行するため、売買手続きを進めることができなくなったため、今回その1件を除く1件、賃貸借が11件の農用地利用集積計画です。

利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の9月28日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、

農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。
全ての農用地について耕作または養畜を行う。
農作業に常時従事する。
対象農地の関係権利者の同意が得られていること。
の各要件を全て満たしているものと判断しております。
それでは議案 6 ページをお開きください。

1 番ですが、所有権移転の案件で、9 月 7 日開催の農地あっせんに係る調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

土地の所在は山柵 634-1 から 698-1 の 13 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 76,277 m²です。

売買価格は 〇〇〇〇〇〇 円で、単価につきましては、議案資料 4 ページをご覧ください。

あっせん申出地①、③、⑤、⑭、⑮の田が 10a あたり 〇〇〇〇 円、あっせん申出地②と⑪の畑が 10a あたり 〇〇〇〇 円、あっせん申出地④、⑥、⑦、⑧の田が 10a あたり 〇〇〇〇 円、あっせん申出地⑨と⑩の田が 10a あたり 〇〇〇〇 円、あっせん申出地⑫と⑬の田が 10a あたり 〇〇〇〇 円となっております。

申請地については、山柵線沿いの東側にある、あっせん申出地①から⑮までの白線で囲まれた農地です。

議案 6 ページにお戻りください。

譲渡人は、山柵自治区の 〇〇〇〇〇〇 氏、譲受人は、同じく山柵自治区の 〇〇〇〇〇〇 です。

続いて賃貸借の案件ですが、7 ページをお開きください。

2 番から 11 番については、7 月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

2 番ですが、土地の所在は山形 88 から 91 の 2 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 41,678 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 8 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 〇〇〇〇 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の栗山町字富士の 〇〇〇〇〇〇 です。

3 番ですが、土地の所在は山形 143-3 から 145 の 4 筆の畑で、合計面積は 57,882 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 8 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の山形自治区の [REDACTED] です。

4 番ですが、土地の所在は古川 816 から山楸 1173 までの 5 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 24,074 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 8 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] です。

5 番ですが、土地の所在は古川 818-1 の 1 筆の田で、面積は 10,068 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 8 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の東三川自治区の [REDACTED] 氏です。

6 番ですが、土地の所在は岩内 1811-7 の 1 筆の田で、面積は 35,244 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 8 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の岩内自治区の [REDACTED] 氏です。

7 番ですが、土地の所在は岩内 2544 から 2557 の 4 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 53,719 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 8 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の岩内自治区の [REDACTED] です。

8 番ですが、土地の所在は熊本 1123 の 1 筆の田で、面積は 7,900 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 8 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の
の熊本自治区の■■■■氏です。

9 番ですが、土地の所在は西三川 95 から 105 の 2 筆の田と 9
筆の畑で、合計面積は 73,061 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 8 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料
は、年間 ■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の
の西三川自治区の■■■■氏です。

議案 8 ページをお開きください。

10 番ですが、土地の所在は東三川 1081 から 1577 までの 6 筆
の田と 5 筆の畑で、合計面積は 45,933 m²です

賃貸借期間は、令和 10 年 8 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料
は、年間 ■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の
の東三川自治区の■■■■です。

11 番ですが、土地の所在は東三川 1385-1 から 1400-1 までの
2 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 48,783 m²です

賃貸借期間は、令和 10 年 8 月 1 日までの 5 年間で、賃貸借料
は、年間 ■■■■円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の
の東三川自治区の■■■■です。

12 番ですが、土地の所在は、岩内 3164 から 3168 の 3 筆の田
で、合計面積は 39,609 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借
料は、10a あたり ■■■■円、年間 ■■■■円です。

貸主は、岩内自治区の■■■■氏、借主は、同じ岩内自治区
の■■■■で、新規の案件です。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

議長 議案第 3 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
す。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 3 号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 3 号については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第 6、議案第 4 号『土地の現況証明願について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 4 号『土地の現況証明願について』
土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願いがあつたので、証明の可否の決定を求めるものでございます。
内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いします。

(内容説明)

主査 議案第 4 号について、ご説明いたします。
本件は 2 件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願いです。
申請地については、本日、会長他 5 名の役員で現地確認をしております。
議案の 10 ページをお開きください。

1 番ですが、現況証明の申請者は、西三川自治区の XXXXXXXXXX 氏です。

申請地は古川 414-3 から 433-1 の 3 筆で、公簿地目が畑となっておりますが、現況は建物等が建っており、宅地となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 11 ページをお開きください。

申請地は、古川地区にある白線で囲まれた箇所で、既に住宅などが立っており、現状は宅地として使用している状況であります。

2 番ですが、現況証明の申請者は、川端自治区の■■■■氏です。

申請地は川端 1554-1 の 1 筆で、公簿地目が田となっておりますが、現況は長年通路敷地として使用されております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の 12 ページをお開きください。

申請地は、川端地区にある白線で囲まれた箇所で、長年通路敷地として使用されており、現状は雑種地として使用している状況であります。

なお、今回の申請地につきましては、それぞれ地目変更登記後に売買される予定となっております。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 4 号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 4 号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 18 時 40 分)

議事録署名委員

7 番 西田 勝敏



9 番 河端 英利

